

デビットカード取扱加盟店特約

第1条（総則）

デビットカード取扱加盟店特約（以下「本特約」という）は、楽天カード加盟店規約の特約として、楽天カード株式会社（以下「当社」という）が日本国内、国外で現在および将来において提携する会社または組織が運営するデビットカード決済代行システム（以下「デビットカードシステム」という）に関し、当社に加盟を申し込み、当社が加盟を認めた場合の契約関係について定めるものです。

第2条（用語の定義） 本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 「デビットカード」とは、顧客が金融機関から発行されたキャッシュカードを利用して専用の端末機を通じて暗証番号等を入力するなどの方法により、商品の販売または役務の提供（以下「売買取引」という）に対する代金を顧客の当該金融機関の預貯金口座から預貯金引落とし等によって支払う取引形態における当該キャッシュカードそのものをいいます。なお、当該取引形態による売買取引を「デビットカード取引」といいます。
- (2) 「加盟店」とは、本特約を承認のうえ、当社に加盟を申込み当社が加盟を承認した個人および法人をいいます。なお、楽天カード加盟店規約を締結しており、かつ、既に設置されているクレジットカード処理端末機にデビットカード処理機能を追加することを受け入れた者は、当該デビットカード処理機能の追加時から、本特約の適用があるものとみなします。
- (3) 「端末機」とは、当社が使用を認めたデビットカード取扱いに必要な機器類を総称し、暗証番号入力用 PIN パッド等の備品および加盟店に既に設置されているクレジットカード処理端末機にデビットカード処理機能を追加したものを含むものとします。

第3条（加盟店の義務）

1. 加盟店は、デビットカードを取扱う店舗・施設（以下「デビットカード取扱店舗」という）を指定し、あらかじめ当社に所定の書面をもって届け出、当社の承認を得るものとします。なお、デビットカード取扱店舗の追加・取消しについても同様とします。
2. 加盟店は、デビットカードを取扱う端末機を当社に届け出、当社の承認を得るものとします。なお、端末機の追加・変更・取消しについても同様とします。

3. 加盟店は、本特約および端末機を設置した会社の指示、端末機の使用規約ならびに取扱いに関する規定（端末機操作マニュアル等を含む）に従い、善良な管理者の注意義務をもって、端末機の使用および保管をするものとします。
4. 加盟店は、すべてのデビットカード取扱店舗内外の顧客の見やすいところにデビットカードが取扱い可能である旨の当社所定の加盟店標識を掲示するものとします。
5. 加盟店に設置される端末機は、当社所定の安全基準を満たすものを使用するものとし、加盟店の費用と責任において備え置くものとします。
6. 加盟店は、当社若しくは当社との間でデビットカードシステムについて現在、将来において提携する者又はデビットカードシステムを運営する者より、当該加盟店の事業形態、デビットカードの利用形態、および過去の前払式証票の偽変造等の事故等に照らし、より強度なセキュリティ体制が必要と認められ、デビットカード取引のセキュリティにつき指導・監督を受けた場合には、これに従うものとします。
7. 加盟店は、当社からデビットカード取扱いに関する資料の請求があった場合、すみやかにその資料を提出するものとします。
8. 加盟店は、当社がデビットカード利用促進のために、加盟店の個別の了解なしに印刷物などに加盟店の名称および所在地などを掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
9. 加盟店は、全加盟店のデビットカード取引に係る取扱利用実績および業種別・地域別内訳を当社若しくは当社との間でデビットカードシステムについて現在、将来において提携する者又はデビットカードシステムを運営する者が公表することがあることに承諾するものとします。
10. 加盟店は、端末機の不正な利用または取扱いをしないものとし、端末機を将来に亘り利用しないこととなり、または利用できない状況となった場合、当社又は当社が認める第三者所定の方法により処分するものとします。
11. 加盟店は、当社と株式会社みずほコーポレート銀行との間に適用されるデビットカード取引に係る加盟店規約および日本電子決済推進機構が定める規則・ガイドライン（J-Debit ガイドラインおよび J-Debit セキュリティガイドラインを含むが、これらに限られない。）を遵守するものとする。

第4条（届出事項の変更）

1. 加盟店は、当社に届け出ている商号・代表者・所在地・電話番号・デビットカード取扱店舗および第12条第2項に定める買取代金の振込を指定する金融機関口座、その他デビットカードシステムの取扱いを当社に申込みにあたって提出した「デビットカードお取り扱い申込書」に記載した諸事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の書面により当社への届出印を捺印のうえ届け出、当社の承認を得るものとします。
2. 前項の届け出がないために、当社からの通知または送付書類、買取代金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなします。

第5条（デビットカード取引契約）

1. 加盟店は、顧客が売買取引に基づいて加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」という）を顧客の預貯金口座からの預貯金の引落とし等によって支払う旨の契約の申込みをデビットカードを提示して行うときは、本特約に別途定める場合を除き当該顧客とかかる内容の契約（以下「デビットカード取引契約」という）を締結するものとします。
2. デビットカード取引契約は、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、デビットカードの暗証番号が端末機に入力された時に成立するものとします。

第6条（デビットカード取扱方法）

1. 加盟店は、顧客がデビットカード取引契約の申込みを行った場合、顧客の提示したデビットカードを顧客をして端末機に読取らせ、または顧客よりデビットカードの引渡しを受けて自ら当該デビットカードを端末機に読取らせるものとします。
2. 加盟店は、端末機に表示された売買取引債務の金額を顧客に確認させ、当該デビットカードの暗証番号を顧客に入力させるものとします。
3. 加盟店は、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されたときは、デビットカード取引契約の効力が確定的に生じ、売買取引債務の弁済がなされたものとして取り扱うものとします。

第7条（取扱不能）

加盟店は、次の各号に掲げる事象が発生した場合には、デビットカードの取扱いを行わないものとします。

- (1) 停電・故障等により端末機による取扱いができない場合
- (2) 金融機関センターまたはネットワークに障害が発生した場合
- (3) 通信異常等により通信エラーを繰り返した場合
- (4) 磁気ストライプ等のデビットカード情報の読取りができない場合

第8条（取扱金額）

1. 加盟店は、1回あたりのデビットカード取引契約による支払の最高または最低限度額を定めることができるものとします。
2. 顧客のデビットカード取引契約による支払額と現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む）による預金払戻し額の1日あたりの累計額が、当該デビットカードを発行する金融機関（以下「デビットカード発行金融機関」という）の定める金額を超えるときは、当該デビットカード取引契約にかかわる口座引落確認がなされない結果として、当該デビットカード取引契約の効力は生じないものとします。

第9条（差別的取扱いの禁止）

加盟店は、有効なデビットカードを提示した顧客に対し、現金客と異なる代金の請求をしたり、本特約に定める以外の制限を設けたりするなど、顧客に不利となる差別的取扱いを行うことはできないものとします。

第10条（取引の拒絶の禁止）

1. 加盟店は、次の各号に掲げる場合を除き、正当な理由なくしてデビットカード取引契約の締結を拒絶してはならないものとします。
 - (1) 顧客が暗証番号の入力をデビットカード発行金融機関所定の回数を超えて間違えた場合
 - (2) 顧客が明らかに偽造、変造または模造と判断されるデビットカードを提示した場合
 - (3) 顧客がデビットカード名義人以外のものまたは不審者と判断される場合
 - (4) 第7条に定める場合
 - (5) 取扱金額が第8条第1項に定める最低限度額に満たない場合又は同条第1項に定める最高額若しくは同条第2項の累計額を超える場合

- (6) 顧客が第 5 条に定めるデビットカード取引契約の締結にかかわる機能を付与されているカードを提示していない場合（当該デビットカード発行金融機関が定めるところにより、デビットカード取引契約の締結にかかわる機能が制限されている場合を含む）
 - (7) 加盟店の都合によりその売買取引がデビットカード取引契約の対象外とされている場合
 - (8) 顧客が預金の払い戻しによる現金の取得を目的としてデビットカード取引契約の申込みをした場合
2. 加盟店は、前項各号の場合において故意または重大な過失により取引拒絶を怠ったときは、デビットカード名義人、デビットカード発行金融機関、当社がデビットカードについて加盟店契約を締結する金融機関（以下「加盟店銀行」という）等および当社に生じた損害を負担するものとします。

第 1 1 条（債権譲渡）

加盟店は、端末機に口座引落確認を表す電文が表示されないことを解除条件として、直ちに顧客に対する売買取引に基づく債権（以下「売買取引債権」という）を、当社に対し指名債権譲渡の方式により売却し、当社はこれを買取るものとします。

第 1 2 条（債権売買代金等および支払）

1. 加盟店が、当社に支払う売買取引債権の買取りに伴う手数料は、当社の別途定める金額とします。
2. 当社の加盟店に対する売買取引債権の売却代金の支払は、別表に定める支払日に当該売買取引債権総額より前項の手数料を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、支払日が金融機関休業日の場合は翌営業日（ただし、この場合に、当該翌営業日が翌月となる場合には直前の営業日）を支払日とします。
3. 当社に加盟店に対する手数料以外の請求代金がある場合には、当社は、前項により支払う売買取引債権の買取りに伴う代金から当該代金を差し引けるものとします。また、加盟店から当社へ売買取引債権の買取りに伴う代金以外の請求代金がある場合には、当社は前項により支払う売買取引債権の買取りに伴う代金と合わせて支払うことができるものとします。
4. 前項の場合、当社が加盟店に対して「カード売上お支払ご案内書」を送付している場合には、当社は、この「カード売上お支払ご案内書」に、前項記載の取扱いを記載するものとします。

第13条（解除、取消等）

1. 加盟店は、デビットカード取引契約が解除（合意による解除を含む）または取消し等により適法に解消された場合（以下「解消」という。売買取引の解消によるデビットカード取引契約の解消を含む）、加盟店は、その責において口座引落確認に関する書類を参照するなどの方法により当該デビットカード取引の目的とされた売買取引が適正に成立していることを確認することを条件として、次の対応をとることができるものとします。
 - (1) 取引当日に顧客より解消の申し出がなされ加盟店がそれに応じた場合
 - ① 加盟店は、顧客の所持するデビットカードを顧客をして端末機に読取らせ、または顧客よりカードの引渡しを受けて自ら当該デビットカードを端末機に読取らせた後、端末機から当該デビットカード発行金融機関に対し預貯金の引落としまたは郵便振替口座からの振替の取消しの電文を送信するものとします。
 - ② この場合、顧客の暗証番号および加盟店の暗証番号の入力は不要とします。
 - ③ システム上取消要求の電文を送信することが不可能な場合または当該デビットカードの発行金融機関が定めるデビットカード取引規定による預貯金の復元もしくは郵便振替口座の預り金の戻し入れが取引当日中になされない場合、加盟店は次号と同様の処置をとるものとします。
 - (2) 取引翌日以降に顧客より解消の申し出がなされ、加盟店がそれに応じた場合 加盟店は、顧客に対して売買取引債務相当額の支払義務を負い、当該顧客に現金等にてこれを支払うものとします。ただし、この場合、加盟店に対しては売買取引債権の売却に伴う手数料の返還はなされないものとします。
2. 前項第1号①の処置により預金の復元または郵便振替口座の預り金の戻し入れがなされた場合、売買取引債権の加盟店から当社に対する債権譲渡も取り消され、加盟店が有する当社に対する売買取引債権売却の対価支払請求権は、債権譲渡時に遡って消滅するものとします。
3. 適法かつ正当な解消依頼であることの確認は、デビットカードおよび口座引落確認に関する書類等の徴求および照合により加盟店が行うものとします。
4. 加盟店より取消しの電文が送信されたときは、加盟店は、当社その他の第三者に対し送信権限の瑕疵を主張できないものとします。

第14条（地位譲渡の禁止）

1. 加盟店は、本特約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2. 加盟店は、加盟店の当社に対する売買取引債権の買取りに伴う代金支払請求権を第三者に譲渡、質入れなどできないものとし、またこれらの権利を第三者に譲渡、質入れしていないことを保証するものとします。
3. 加盟店は、端末機等の備品を、当該端末機の使用目的または本特約で定める用途以外の目的のために使用または解析をしてはならず、また第三者に使用等させてはならないものとします。

第15条（業務の委託）

1. 加盟店は、本特約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社が事前に承認した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
3. 前項により当社が業務委託を承認した場合においても、加盟店は本特約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という）が委託業務に関連して当社、デビットカード発行金融機関または加盟店銀行その他の第三者に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社、デビットカード発行金融機関または加盟店銀行その他の第三者の損害を賠償するものとします。
4. 加盟店は、業務代行者を変更する場合は、事前に当社に申し出、当社の承認を得るものとします。
5. 当社は、本特約に基づいて行う業務の全部または一部を、加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

第16条（取扱期間）

1. 本特約の有効期限は1か年とします。ただし、加盟店または当社が取扱期間満了3か月前までに書面を持って解約を申し出ないときには、更に1か年を更新し、以後はこの例によるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、理由の如何を問わず、楽天カード加盟店規約が終了した場合には、本特約も同時に終了するものとする。

第17条（解約）

前条の規定にかかわらず、加盟店または当社は、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより本特約のみを解除することができるものとします。

第18条（契約解除）

1. 加盟店が下記の事項に該当する場合、当社は、加盟店に対し、催告することなく直ちに本特約のみを解除できるものとし、かつ、その場合当社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。
 - (1) 「デビットカードお取り扱い申込書」に虚偽の申請があったことが判明したとき
 - (2) 他の者の売買取引債権を買い取って、または他の者に代わって債権譲渡をしたとき
 - (3) 前2号のほか本特約に違反していることが判明したとき
 - (4) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、およびその他支払停止となったとき
 - (5) 差押え・仮差押え・仮処分の申立てまたは滞納処分を受けたとき、破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
 - (6) 前2号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めたとき
 - (7) デビットカードシステムを悪用していることまたは悪用するおそれがあることが判明したとき
 - (8) 加盟店届出の店舗所在地に店舗が実在しないとき
 - (9) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断したとき
 - (10) 一般人に著しい嫌悪感を与える程度にわいせつ性が高い商品の販売または役務の提供をしている場合
 - (11) 法令違反または犯罪行為を惹起させる可能性が高い商品の販売または役務の提供をしている場合
 - (12) その他前各号に準ずる事実が発生したとき又は顧客などからの苦情により当社が加盟店として不適当と判断したとき
2. 加盟店は、加盟店が前項各号に掲げる事項に該当すると当社若しくは当社との間でデビットカード決済システムについて現在、将来において提携する者又はデビットカードシステムを運営する者が推知した場合において、当社若しくは当社との間でデビットカード決済システムについて現在、将来において提携する者又はデビットカードシステムを運営する

者のうち、当社が認める者が当該事項に関する調査を実施するときは、これを受け入れるものとします。

3. 第 1 項の事由に該当した加盟店は、当該事由によりデビットカード名義人、デビットカード発行金融機関、加盟店銀行等および当社に生じた損害を負担するものとします。

第 19 条（契約終了後の処理）

1. 第 16 条または第 17 条により本特約が終了した場合、契約終了日までに行われたデビットカード取引契約などは有効に存続するものとし、加盟店および当社は、デビットカードの取扱いを本特約に従い行うものとします。ただし、加盟店と当社が別途合意をした場合はこの限りではありません。
2. 当社は、第 18 条により本特約を解除した場合、加盟店から既に譲渡を受けている売買取引債権について、債権譲渡を解除するか、加盟店に対する債権譲渡代金の支払を保留することができるものとします。
3. 加盟店は、本特約が終了した場合には、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識をとりはずし、当社に返却するものとし、契約終了日以後、一切デビットカード取引契約を締結してはならないものとします。なお、端末機の処理については端末機を設置した会社の指示または使用規約ならびにその取扱いに関する規定の定めるところに従うものとします。
4. 前項本文の規定に違反したことによって当社、デビットカード発行金融機関又は加盟店銀行等に生じた全ての損害は、加盟店において負担するものとします。

第 20 条（情報の収集および利用等）

1. 加盟店およびその代表者または当社に本特約の申込みをした個人・法人・団体およびその代表者（以下併せて「加盟店等」という）は、当社が本項第 1 号に定める加盟店等の情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。
 - (1) 本特約を含む当社と加盟店等との加盟（楽天カード加盟店規約に基づく信用販売に係る加盟を含む。本号柱書において同じ。）申込審査および加盟後の管理等取引上の判断のために、以下の各号の加盟店等の情報（代表者の個人情報を含む。以下「加盟店情報」という）を収集、利用すること。
 - ① 加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等加盟店等が加盟申込み時および変更届け時に届け出た事項

- ② 加盟申込日、加盟承認日、CAT 番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と当社の取引に関する事項
 - ③ 加盟店のデビットカードの取扱い状況
 - ④ 当社が収集した加盟店等のクレジット利用履歴
 - ⑤ 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
 - ⑥ 当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- (2) 以下の目的のために、前号①から④の加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は、第21条第1項に規定する当社お問い合わせ窓口へ連絡するものとします)
- ① 当社が本特約に基づいて行う業務
 - ② 宣伝物の送付等当社または他の加盟店等の営業案内
 - ③ 当社のクレジットカード事業、デビットカード事業その他の当社の事業（当社定款記載の事業をいう）における新商品、新機能、新サービス等の開発（取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告に利用することを含む。）
 - ④ 第三者（提供する旨の同意を得た提供先に限る。ただし次項の共同利用者を含む。）への提供（取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供することを含む。）
- (3) 本特約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項第1号各号の加盟店情報を当該委託先に預託すること。
- (4) 以下の目的のために、加盟店の名称、所在地、郵便番号および電話番号を日本電子決済推進機構（担当窓口は、日本電子決済推進機構内の日本デビットカード推進協議会であり、以下「デビットカード推進協議会」という）へ提供すること。
- ① デビットカード利用促進のために、デビットカード推進協議会がその電子媒体などに加盟店の名称、所在地、郵便番号および電話番号を掲載すること。
 - ② 端末機のセキュリティ強化のために、デビットカード推進協議会が加盟店に印刷物等を送付すること。
2. 加盟店等は、当社が、以下に定める共同利用者との間で、次の目的で加盟店情報を共同して利用することに同意するものとします。なお、加盟店情報の管理について責任を有する者は、当社（代表者：穂坂雅之）とします。

(共同利用者)

楽天グループ株式会社並びにその子会社及び関連会社

(利用目的)

- (1) 共同利用者のインターネットを利用したサービスに関する、宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、電子メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため
 - (2) 共同利用者のインターネット付随サービス業に関する、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査・商品開発、及び宣伝物・印刷物のダイレクトメールの送付、電子メールの送信、電話等による勧誘等の営業案内のため
3. 加盟店等は、当社が、第三者（楽天グループ及び当社と契約を締結した提携会社。）から受託した加盟店等の個人情報を、次の目的で当社が管理する加盟店情報と突合・分析して利用することに同意するものとします。

(利用目的)

- (1) 加盟店等に関する広告識別子等の個人情報を第三者より受託し、当社が管理する広告識別子及びその他の加盟店情報と突合・分析することで、より加盟店等にカスタマイズした広告配信を行うため
 - (2) 第三者から受託した加盟店等の個人情報を当社が管理する加盟店情報と突合・分析し、当該第三者によるマーケティングやサービス改善・開発等の目的のために、加盟店等を特定できないような形式の情報に加工したうえで、当該第三者に提供するため
4. 加盟店等は、当社が、当社が管理する加盟店情報を、加盟店等に対しよりカスタマイズした広告配信の依頼を行う目的で、第三者（当社と契約を締結した広告配信サービスを提供する提携会社（楽天グループを含む。）。）に提供し、当該第三者が管理する広告識別子及びその他の個人情報と突合・分析することに同意するものとします。

第21条（加盟店情報の開示、訂正、削除）

1. 加盟店等は、当社、第20条第2項に定める提携会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する加盟店情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は、以下のとおりとするものとします。

当社、提携会社への開示請求：当社お問い合わせ窓口（加盟店管理グループ）へ

（092）303-5535（平日9：30-17：30）

2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第22条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

当社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または第20条および第21条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合は、加盟を断ることや、解約の手続をとることがあります。なお、第20条第1項第2号に定める当社または他の加盟店等の営業案内に対する中止の申し出があっても、加盟を断ることや、解約の手続をとることはありません。

第23条（契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用）

1. 当社が加盟を承認しない場合であっても加盟申込をした事実は、承認をしない理由のいかんを問わず、第20条に定める目的（ただし、第20条第1項第2号②に定める当社または他の加盟店等の営業案内を除く）一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
2. 当社は、加盟店契約終了後も、第20条に定める目的（ただし、第20条第1項第2号に定める当社または他の加盟店等の営業案内を除く）および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社が定める所定の期間加盟店情報を保有し利用します。

第24条（守秘義務）

1. 加盟店は、本特約に基づいて知り得た顧客、キャッシュカードに関する情報、売買取引債権の売却に伴う手数料率を含む当社の営業上の機密、端末機またはシステムに関する技術上の機密、その他の機密を第三者に漏洩または開示してはならないものとします。
2. 加盟店は前項の情報が第三者に漏洩することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
3. 加盟店の責に帰すべき事由により、当社に顧客、キャッシュカードに関する情報の漏洩事故等による損害が発生した場合には、当社は加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
4. 前3項の規定は、本特約終了後においても効力を有するものとします。

第25条（本特約に定めのない事項）

加盟店は、本特約に定めのない禁止事項、不審な取引の通報、反社会的精力との取引拒絶その他の事項については、楽天カード加盟店規約に準じるものとします。

第26条（準拠法）

加盟店と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第27条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第28条（規約の変更）

本特約の変更については、当社が自由に変更できるものとし、当社が変更内容を加盟店に通知または公告した後において、加盟店がデビットカード取引契約の締結を行った場合、加盟店は新しい規約を承認したものとします。